

## 拒絶査定不服審判請求書の作成要領（4法共通）

### 1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上6cm、左右及び下に各々2cmをとり、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- (3) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- (4) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。また、半角文字並びに「【、【】、【 】【】及び【 】【】」は用いることはできません（欄名の前後に「【、【】及び【】」を用いるとき又は商標登録を受けようとする商標を記載する欄の中に記載するときを除きます。）
- (5) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。

### 2. 手数料について

- (1) 昭和63年1月1日以降の特許及び実用新案登録出願（平成5年12月31日の出願まで）については1件につき49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額、意匠及び商標（平成9年3月31日の出願まで）については55,000円相当額、平成9年4月1日以降の商標については1件につき15,000円に1区分につき40,000円を加えた額の特許印紙を消印しないで貼付してください。
- (2) 昭和62年12月31日以前の出願については、特許は1件につき27,500円に、1発明につき27,500円を加えた額、実用新案、意匠、商標はいずれも55,000円相当額の特許印紙を消印をしないで貼付してください。
- (3) 特許印紙を貼るときは、請求書の左上部余白の下に括弧して、納付に係る貼付印紙額を記載してください。  
(注意) 特許印紙に割印をしてはいけません。  
特許印紙は、全国各地の集配郵便局において販売しています。  
手数料等は、改訂される場合がありますので、注意してください。
- (4) 特許法第195条第8項（意匠法第67条第6項、商標法第76条第6項）ただし書きにより、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼付して

ください。この場合において「【納付金額】」の欄は設けるには及びません。

- (5) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【代理人】」の欄の後に（代理人のいない場合は、「【審判請求人】」の欄の後に）「【手数料の表示】」の欄を設け、その後に「【予納台帳番号】」、「【納付金額】」の欄を設け、予納台帳番号及び見込額から納付に当てる手数料の額を記載してください。

（注意）「【納付金額】」の欄には、「円」、「,」等を付さず、アラビア数字

（0から9）のみで記載してください。

- (6) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第41条の6の規定により、電子現金納付をしたときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載してください。この場合において「【納付金額】」の欄は設けるには及びません。
- (7) 過誤納の手数料は、納付した者が納付した日から1年以内に請求することにより返還されます（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第40条第2項の規定による見込額からの納付の場合は、手数料の適正額を事務者の予納台帳より徴収することになりますので、原則、過誤納は発生しません）。
- (8) 手数料（特許印紙）が貼付されていない審判請求書による審判請求であっても、請求の利益を失うことはありません。ただし、補正されない場合は、決定によりその請求書は却下されます。

### 3. 提出日の欄について

- (1) できるだけ提出する日を記載してください。
- (2) 特許庁の窓口へ直接提出する場合は、その提出する日付を記載してください。
- (3) 郵送する場合は、郵便局に差し出す日付を記載してください。

（注意）郵送する場合は、書留郵便等差出日が証明できる方法により郵送してください。

### 4. 【審判事件の表示】の欄について

「【審判事件の表示】」の欄の、「【出願番号】」には、特許は「特願 -  
」のように出願番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」のように記載してください。

意匠は「意願 -  
」のように出願番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」のように記載してください。

商標は「商願 -  
」、「国際登録第 号」又は  
「 年 月 日に事後指定が記録された国際登録第 号」

のように記載し、書換登録申請について拒絶査定に対する審判を請求するときは「【出願番号】の欄を「【申請番号】」とし「書換 - 」のように書換登録申請の番号を記載してください。また、【審判の種別】には、「拒絶査定に対する審判事件」のように記載してください。

## 5. 【請求項の数】の欄について

「【請求項の数】」には、（明細書の）特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲（平成5年12月31日以前の実用新案登録出願の場合）に記載された請求項の数を記載してください。

ただし、昭和62年12月31日以前の出願にあっては、特許出願の場合には「【発明の数】」とし、特許請求の範囲に記載された発明の数を記載、実用新案登録出願の場合には当該「【請求項の数】」の欄は不要です。

なお、特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年1月1日以降の出願について拒絶査定不服審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには及びません。

商標登録出願の場合にあっては、「【商品及び役務の区分の数】」の欄を設け、審判請求時の区分の数を記載してください。

## 6. 【審判請求人】の欄について

### (1) 【識別番号】の欄について

「【識別番号】」の欄には、特許庁から「識別番号」を通知してある時にはその番号を記載してください。「識別番号」の通知を受けていない時は、「【識別番号】」の欄を設けるには及びません。

### (2) 【住所又は居所】の欄について

「【住所又は居所】」の欄には、 県、 郡、 村、大字、 字、 番地、 号のように詳しく記載し、番地がないときは、住所の末尾に「(番地なし)」と記載してください。

なお、識別番号をお持ちの方は、「【識別番号】」の欄を設け、識別番号を記載することにより、「住所又は居所」の記載を省略することができます。

### (3) 「【氏名又は名称】」の欄について

「【氏名又は名称】」の欄については、請求人が自然人にあっては氏名を記載し、その横に印を押してください。請求人が法人にあってはその名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押してください。

なお、識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、

「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の横にはってください。

また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に、「【フリガナ】」の欄を設けてなるべくカタカナで振り仮名を記載してください。

(4) 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときには、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けてください。

(5) 【国籍】の欄について

請求人が外国人の場合は、「【国籍】」の欄を設け、「国籍」を記載してください。ただし、その国籍が「【住所又は居所】」の欄に記載した国（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「【国籍】」の欄を設ける必要はありません。

(6) 【審判請求人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

印又は識別ラベル

（【国籍】）

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

印又は識別ラベル

（【国籍】）

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

(7) 【持分の割合】の欄について

特許法施行規則第27条第3項（意施規第19条第2項、商施規第22条第4項において準用）の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であって、国以外の持分の者の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」

の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように全体の持分に対する国以外の者のすべての持分を記載してください。

#### 7. 【代理人】の欄について

- (1) 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載します。
- (2) 代理人による場合は本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はありません。
- (3) 代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときには、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載し、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「【選任した代理人】」の欄を繰り返し設けて記載してください。

#### 8. 【請求の趣旨】の欄について

- (1) 「【請求の趣旨】」の欄には、

特許については、「原査定を取り消す。本願の発明は特許すべきものとする、との審決を求める。」

意匠については、「原査定を取り消す。本願の意匠は登録すべきものとする、との審決を求める。」

商標については、「原査定を取り消す。本願の商標は登録すべきものとする、との審決を求める。」

のように記載してください。
- (2) 平成6年1月1日以降の特許出願については、補正却下決定に対する不服は、特許法第53条第1項の規定による補正却下の規定により、拒絶査定不服審判においてのみ不服を申し立てることができる（同条第3項）こととされていますので、平成6年1月1日以降の特許出願に対して不服審判を請求する場合であって、特許法第53条第1項の規定により補正が却下されていて、その却下の決定に対しても不服であり、その手続補正を認めた上で特許を受けたいときは、「特願 -  
 年 月 日になされた補正の却下の決定ならびに査定を取り消す。本願発明は特許すべきものとする、との審決を求める。」のように記載することが好ましく、「【請求の理由】」の欄には、当該補正却下の決定に不服である旨、及び補正却下の決定を取り消すべき理由を記載し、拒絶査定を取り消すべき理由を記載してください（「【請求の趣旨】」の欄に補正却下決定の不服に

ついて記載しない場合でも、「【請求の理由】」には、その旨記載してください。)

(注意)なお、平成5年12月31日以前の出願においては、旧特許法第53条第1項の規定による補正の却下の決定に対して不服があるときは、別途、補正却下決定不服の審判請求することとなっており、補正却下不服の審判の請求をしないまま拒絶査定を受けその拒絶査定に対して審判を請求した場合には、その審判ではその補正の却下の決定について不服を申し立てることはできません。

#### 9. 【請求の理由】の欄について

「【請求の理由】」の欄には、原査定を不服とする実質的な理由を具体的かつ明確に記載する必要があります。

具体的な書き方については、特許、意匠及び商標の「請求の理由」の書き方を参照してください。

#### 10. 【証拠方法】について

「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載します。

- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
- ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
- ホ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

#### 11. 【提出物件の目録】の欄について

「【提出物件の目録】」の欄には、実際に添付又は同時に提出するもの(謄本を含む)を表示し、追って補充するものについては記載しないでください。

特施規第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載してください。

包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【包括委任状番

号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。

## 12. 磁気ディスクへの記録の求め及び電子化手数料の納付について

拒絶査定不服審判請求は、オンライン及び書面（紙）のいずれの形態でも可能ですが、その中で拒絶査定不服審判請求を書面により行った者は、財団法人工業所有権電子情報化センターに対し、拒絶査定不服審判請求の請求書に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを拒絶査定不服審判請求の日から30日以内に求めなければなりません。

磁気ディスクへの記録の求めに必要な手数料（電子化料金）は次のとおりです。

1,200円 + 700円（1ページ当たりの単価）× 枚（書面の枚数）

なお、磁気ディスクへの記録の求めについては、財団法人工業所有権電子情報化センターから、審判請求の日から数週間後に請求人に送付される電子化料金の払い込み用紙を用いて行うことができます。

（注意）磁気ディスクへの記録の求めについての問い合わせ先

財団法人工業所有権電子情報化センター

〒102-0076 東京都千代田区五番町5番地5 オリケン五番町ビル

電話03(3237)6511

## 13. その他

(1) 審判請求書を郵送されるときを送り先は、「特許庁審査業務部出願支援課宛」としてください。

請求書を接受すると、審判番号の通知書を請求人宛へ送付します。

当該審判事件について以後手続をする時は、必ずこの審判番号をもって手続をしてください。ただし、審判番号が通知されていないときは、【事件の表示】の欄には【出願番号】の次に【審判請求日】の項目を設け、「審判請求日」を記載してください。

(2) 審判番号の通知書が送付されるのに、相当の日時を要しておりますので、特許庁に請求書が接受されたことを早く確認したい方は、ハガキに手続内容がわかるような記載と、あて先を記載して同封するか、手続書面の控えを作成し、必要額の切手を貼付し、あて先を記載した返信用封筒を同封してご提出いただければ、受領印を押した後に送付します。